

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和三年七月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年二月十六日奈良県指令高土第三二―二六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年七月十六日高土第九九四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年七月十六日高土第四二一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字有井八六番四、八六番五、八六番六及び八六番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市瓦口五三二番地一八

日東ハウジング 代表者 東谷忠

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字有井八六番四

下水道 大和高田市大字有井八六番四の一部